

包括連携協定って どんなもの？

上田 欣也 議員



上田 このたびの台風災害については、建設業協会との災害時の応急活動協力協定で迅速な対応がなされた。同じ協定だが、包括連携協定の目的はどのように分類されるのか。

政策課長 大学などは、教育、施設利用、各種イベントへの協力など、金融機関とは情報交換、企業とは各社が持つ業種に特化した産業振興などだが、8月現在で35団体と協定を結んでいる。その組み合わせにより目的も変わる。

上田 達成期限を設けて、達成目標を具体的に描かないとせっかくの連携が生かされないのではないかと。

政策課長 協定の有効期限は1年ないし5年である。お互いの役割を生かしながら地域貢献でき、さらにはそれぞれの組織団体の業績につながるような取り組みを目指す。連携の中で事業を振り返りながら取り組んでいくことが大切であると考えます。

市長 包括連携は、窓口担当ができることが一番ありがたい。

べきではないか。

政策部長 マスコミに大きく取り上げられたものも多い。そのことがお互いの信用度を高めている。

上田 課題解決のために、協定先とやっていることを庁内で共通認識として持つべきではないか。

市長 数多く検討した中で断念したものも多い。政策部が他の部を主導しながら連携の中心となり、担当課と一緒にやるのが成功させるためのシステムになっている。



みんなでラジオ体操

上田 ラジオ体操の啓発はどこまで進んでいるか。

生涯学習課長 職員自ら提案し取り組んでいる事業である。週1回以上実施が14地区、不定期を含めると45地区となっている。実施が期待できる区もあるので働きかけたい。

女性の活躍推進法の 取組みについて

松井美津子 議員



松井 女性の活躍推進法が可決、成立し本市においての計画策定と公表義務、イクボスの育成について。

総務課長 本市の女性の職業生活における活躍推進計画の策定を示す必要があるため、法の基本方針に基づいて事務を進めていく。

松井 イクボスの現状と方向性、企業への普及、啓発について。

総務課長 管理職を総合支援職として、イクボスとまではいかないが部下を支援する立場に重点を置く。

商工振興課長 企業の経営者、管理職の意識改革を行い育児参加や働き方の見直しで、イクボス支援を指したい。ダイバーシティやイクボスの情報を商工会、企業等連絡協議会を通じ周知、啓発に努めていく。

松井 外国人のための防災に関する



情報、避難所や、防災ガイドブックについて。

総務課長 防災マップの作成時に避難所等に外国語表記を行い、看板やサインについて日本語との併記を考えていく。

松井 小児ワクチンのおたふくがせき、ロタウイルス、B型肝炎の取り組みについて。

健康づくり推進課長 任意の予防接種の啓発は、母子手帳の配布時、新生児訪問の際に説明している。

松井 認知症の取り組みで、ICTを活用した見守り事業での見守りシステムについて伺う。
高齢者支援課長 個人情報問題もあるがメリット、デメリット等、十分検討し、関係機関とも協議をしていきたい。

松井 認知症の人を地域で支える認知症カフェの開催を回数や、場所をひろげる必要について。

高齢者支援課長 今後、空きスペースを使い、カフェを増やし、本人や家族が集える場所を広げる。

女性・子ども支援室の 充実を急げ！

神田 公司 議員



神田 今年4月、女性・子ども支援室が開設された。心から評価をしたい。相談業務を含む活動の現状は。

健康福祉部次長 女性・子ども支援室は、発足して以来、女性に関する相談43人、子どもに関する相談を50人の方から受けている。この人数は、昨年の同時期に比べ女性相談は17人、児童相談は20人の増加。DV(家庭内暴力)相談の場合には、警察相談への同行支援なども行っており、子どもに関する相談では、児童相談所と連携をとっている。保育園、警察、医療機関、社協、それと今年4月から「安心サポートこうし」と、多方面の機関と連携を取りながら支援にあたっている。7月までの実績で約50時間の時間外勤務を行い、相談内容によっては、土曜日、また午後10時以降に対応した。

神田 現状の相談業務に、今の人的な配置で対応できるのか。ソーシャルワーカーの方が常勤でない。さまざまな判断、通報も含め専門の方が配置されなければならないが。



女性・子ども支援室

健康福祉部次長 現在、月16日勤務の相談員が3人、週2日勤務のソーシャルワーカーが1名、職員2人の6人体制で相談を受けている。相談件数は増加しており、緊急対応を要するケースも発生している。7月は新規の相談がとても多く、緊急対応を余儀なくされたケースも数件ある。地域の見守りのためのサポーター養成講座を11月以降に開催する。また、女性の自立のためのステップアップセミナーの開催なども実践し、専門職を含めて職員の配置を協議している。

市長 ある程度の年配の方、そういった方が専門職として常駐できるといい。専門的な人でバックアップ体制をとりたい。

本人通知制度の 早期導入を

野口 正一 議員



野口 司法書士や行政書士など8業士は、戸籍謄本等職務上請求書で、本人の同意なく請求できることを悪用して不正入手し、売買によって個人情報や大量に流通させ、日常生活が脅かされる被害も生じている。一人ひとりの人権を守るために、合志市として本人通知制度について、現在どう考えているのか。

市民課長 事前に登録した方に住民票の写しなど第三者に交付した時に通知する登録型本人通知制度と、不正取得させた事実が判明した場合に被害者へ通知する不正取得型本人通知制度がある。戸籍法や住民基本台帳法の法令に基づく事務ではなく、各市町村が個人情報保護や人権擁護の観点から自主的に判断し、独自に実施するものである。登録型本人通知制度を導入する準備をしている。

野口 現在、現段階の状況説明を。
市民課長 平成28年度に戸籍システムを更新とあわせて本人通知制度の導入を実施したいと考えている。

野口 合志市として、県を通じ国に

対して本人通知制度の法の整備や不正取得を行った者への罰則の強化を要望してもらいたいと思う。

住居表示制度について
野口 住宅市街地の市民の方から、もっとわかりやすい住居表示ができないかとの要望があるが、実情は。都市計画課長 住居表示は、住民福祉の充実を目的に現在、地図情報の導入により正確な建物の位置が確認され緊急車両の到着時間は短縮されている。住居表示の件で、平成19年度に市街化区域の方へアンケート調査をした。当時の意見や経費見積りも考慮し実施は見送り、費用対効果を考え住居表示の導入は考えていない。

市長 やはりメリットが勝るものという結論が出ないことには難しい。



住居表示が複雑化している南部住宅地